

第4章

障害児福祉サービスの見込量

【障害児福祉計画】

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高圏域

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」（定員20名）が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	31	524	24	419	33	546	32	473	36	585	35	590	36	680	39	731	42	782
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	58	967	79	1,100	62	1,048	85	1,151	67	1,124	98	1,489	99	1,602	101	1,630	102	1,653
保育所等訪問支援	8	17	1	0	8	17	1	1	9	18	5	9	10	10	11	11	11	11
居宅訪問型児童発達支援	2	10	0	0	2	10	0	0	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	104	10	166	14	108	10	173	14	112	10	189	16	192	16	204	17	206	17
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

御坊市

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 1か月あたりの障害児サービス見込量(活動指標)

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	13	230	16	282	13	230	17	278	14	245	16	257	16	260	17	265	18	270
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	22	330	29	424	22	339	30	443	23	345	33	497	33	495	34	500	34	500
保育所等訪問支援	4	4	0	0	4	4	0	0	5	5	2	2	5	5	6	6	6	6
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	55	5	70	6	55	5	67	6	55	5	75	7	75	7	85	8	85	8
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

美浜町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」（定員20名）が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	44	0	0	2	44	0	0	2	44	0	0	1	23	1	23	1	23
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	7	154	8	118	8	176	7	123	9	198	8	125	9	140	9	140	9	140
保育所等訪問支援	1	2	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	9	1	17	1	10	1	16	1	11	1	11	1	14	1	14	1	14	1
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」（定員20名）が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	40	2	34	2	40	8	128	2	40	11	253	11	253	13	299	15	345
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	10	150	12	182	11	165	13	168	12	180	19	437	19	437	20	460	21	483
保育所等訪問支援	1	5	1	0	1	5	1	1	1	5	2	6	2	2	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	11	1	26	2	12	1	26	2	13	1	30	3	30	3	32	3	34	3
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

由良町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」（定員20名）が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	5	60	4	65	6	72	1	17	7	86	2	24	2	24	2	24	2	24
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	6	72	6	78	7	86	9	129	8	98	8	130	8	130	8	130	8	130
保育所等訪問支援	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	11	1	11	1	12	1	12	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

印南町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 1か月あたりの障害児サービス見込量(活動指標)

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	3	30	1	19	4	40	3	25	5	50	3	28	3	60	3	60	3	60
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	1	21	12	149	2	42	13	144	3	63	15	150	15	200	15	200	15	200
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	3	1	21	2	4	1	26	2	5	1	30	2	30	2	30	2	30	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高川町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」（定員20名）が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	6	120	1	19	6	120	3	25	6	120	3	28	3	60	3	60	3	60
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	12	240	12	149	12	240	13	144	12	240	15	150	15	200	15	200	15	200
保育所等訪問支援	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	15	1	21	2	15	1	26	2	15	1	30	2	30	2	30	2	30	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

參考資料

【日高圏域障害者プラン2021の位置づけ】

【国（内閣府）】第4次障害者基本計画
（期間：平成30年度～令和4年度）

【和歌山県】紀の国障害者プラン2018
和歌山県障害者計画：第5次
（期間：平成30年度～令和5年度）

【国（厚生労働省）】

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針
（期間：令和3年度～令和5年度）

【和歌山県】

第6期和歌山県障害福祉計画
第2期和歌山県障害児福祉計画
（期間：令和3年度～令和5年度）

日高圏域障害者プラン2021

市町村障害者計画

（期間：令和3年度～令和8年度）

※日高圏域障害者プラン2021の
中の「第二章各論」に相当

障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、市町村の障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定する。

第6期市町村障害福祉計画

第2期市町村障害児福祉計画

（期間：令和3年度～令和5年度）

※日高圏域障害福祉計画・障害児福祉計画
においては、主に数値目標を記載

国の示す基本指針に基づいて、障害児者福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画（障害福祉サービス、障害児福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や各年度における指定障害児者福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等）を定める。

・障害者計画（障害者基本法第11条の3関係）

西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
和暦	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国	障害者基本 計画（第3次）			障害者基本計画 （第4次）								
県	紀の国障害者 プラン2014			紀の国障害者 プラン2018								
市町	日高圏域障害者 プラン2015						日高圏域障害者 プラン2021					

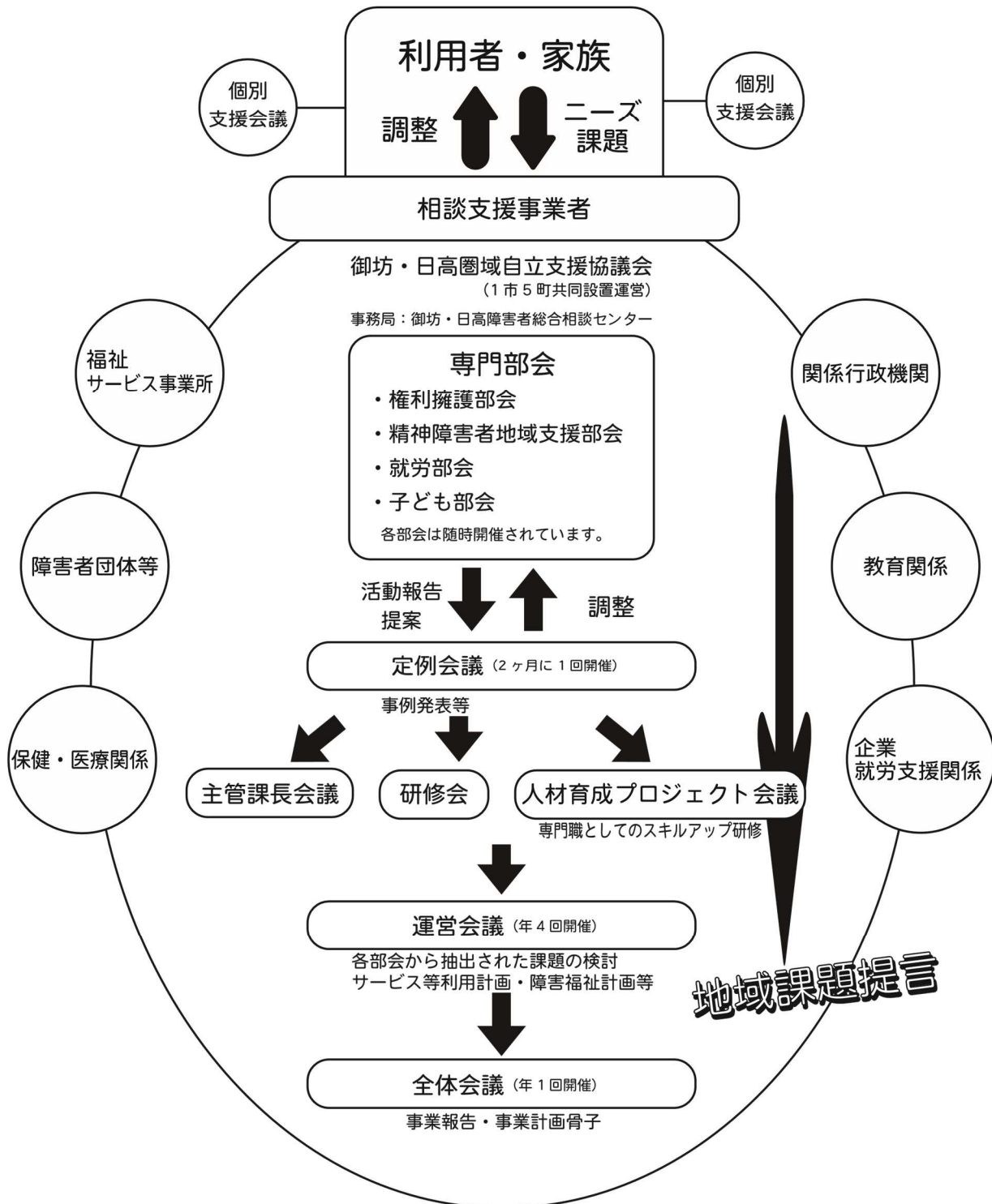
・障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）、児童福祉法（第33条の20）

西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
和暦	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国	基本指針（第4期計画期間）			基本指針（第5期計画期間）			基本指針（第6期計画期間）			基本指針（第7期計画期間）		
県	第4期和歌山県障害福祉計画			第5期和歌山県障害福祉計画			第6期和歌山県障害福祉計画			第7期和歌山県障害福祉計画		
市町	第4期日高圏域障害福祉計画			第5期日高圏域障害福祉計画			第6期日高圏域障害福祉計画			第7期日高圏域障害福祉計画		

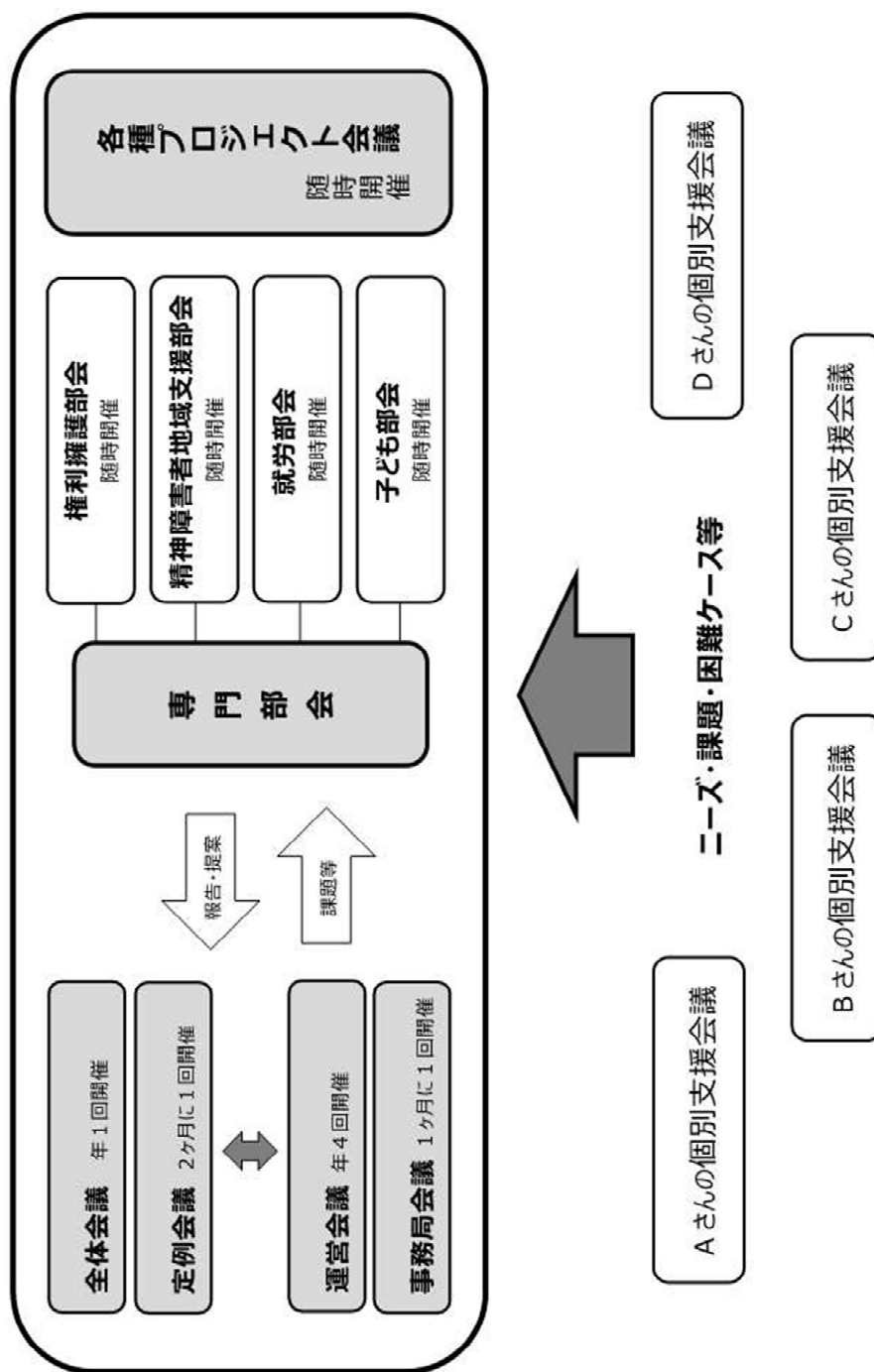
【御坊・日高圏域自立支援協議会の運営】

御坊・日高圏域自立支援協議会

利用者・家族と、地域における関係機関とのネットワーク
地域自立支援協議会事務局連絡会会議等への参画



御坊・日高圏域自立支援協議会組織図



【用語説明】

ア行

あいサポート運動

多様な障害の特性や必要な配慮の仕方を理解して、障害のある人が困っている場面で、ちょっとした手助けを実践することで、だれもが暮らしやすい共生社会をめざす運動です。

様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っているときに必要な配慮ができる人、また、あいサポート運動を周囲に周知していく人を「あいサポーター」といいます。

アクセシビリティ

高齢者・障害者を含む誰もが、施設、サービス、情報、制度などを支障なく利用できるかどうかを示す言葉で、高齢者や障害者などにとって、サービスや情報がどの程度利用しやすいかという意味で使われることが多いです。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

オストメイト

様々な病気や事故などにより、腹部に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した人をいいます。オストメイトはストーマ用装具を装着することによって、積極的に社会参加をすることができますが、外見ではわかりづらい内部障害であるため、社会的な理解が十分に進んでいない部分があります。

カ行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業や、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行います。日高圏域では、御坊・日高障害者総合支援センターに設置されています。

共生社会

誰もが社会の対等な構成員として、相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。共生社会の実現には、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な要因を取り除き、ノーマライゼーションの理念の実現を図る必要があります。

高次脳機能障害

脳血管障害や頭部外傷等による脳障害の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害です。

合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに講じる様々な配慮や工夫をいいます。

「障害者権利条約」の第2条では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しており、合理的配慮を行わないことは障害を理由とする差別であるとしています。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。

御坊・日高障害者総合相談センター

障害のある方が地域で安心して暮らせるように、年齢や障害の種別にかかわらず総合的に支援を行うための施設です。

日高圏域の1市5町の委託により、相談支援事業を実施しています。

サ行

社会的障壁

障害のある人によって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような、社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものをいいます。

手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び習得の機会の確保等に関する必要な事項を定め、ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む人）とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的として制定されるもの。

和歌山県手話言語条例は、平成29年12月26日に制定されました。

障害者就業・生活支援センター

障害のある人のうち、一般就労を希望し、またはすでに一般就労している人を対象に、地域の雇用や保健福祉、教育などの関係機関と連携を図り、就業や日常生活や社会生活上の支援を一体的に行う機関です。

障害者優先調達推進法

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害のある人が職場に適応することを容易にするために、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人をいいます。

障害のある人が円滑に就労できるよう、職場内外の支援環境を整えます。

すこやかファイル

日高圏域1市5町及び御坊・日高圏域自立支援協議会子ども部会で「一人ひとりの子供が健やかに安心して安全に保育や学校・地域生活を送ることができる」ことを目的に作成した子供の成長の記録。保護者等が記録することにより子供の成長を確認し、進学や進級などの際に支援者と情報共有し、適切な相談や支援、教育が継続的に受けられるようにします。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由により判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度。家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行います。

タ行

地域活動支援センター

障害児者を対象とする通所施設の一つで、障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

地域自立支援協議会

相談支援事業を円滑に実施し、障害のある人の地域での生活を総合的に支援するために、市町村が単独または広域で設置する地域の関係機関によるネットワークです。県内では、障害福祉圏域ごとに設置されています。

地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を行う場所や体制のことをいいます。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

地域包括ケアシステム

障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などが包括的に確保された支援体制のことです。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されます。

ナ行

難病

難病法では、「発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」と定義しています。なお、難病のうち、さらに指定された疾患を「指定難病」といい、原因治療についての調査、研究及び医療費の自己負担の軽減などが行われています。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

NET119

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスし、「救急」「火事」の別と通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

24時間あんしんコールセンター

電話相談や訪問活動等により、日高圏域の障害のある人や子供、その家族の安心した地域生活を送るための支援、アウトリーチを中心としたひきこもり者支援、障害者虐待防止等に寄与することを目的とした活動を行っています。

ハ行

発達障害

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、社会的、制度的、心理的等の、障害のある人の社会参加を困難にしている全ての障壁に対して用いられます。

ピアサポーター

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（ピア）が、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを語り合い、互いに支え合うことをピアサポートといい、そのような支援をする人をピアサポーターといいます。

避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人を指します。なお、市町村は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基本となる「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画を策定することが求められています。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子供への肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。地域においては、発達障害児の支援機関等で実施されることが多いです。

ペアレントプログラム

子供や自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。「障害」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

ヘルプマーク

義足を使用している人、内部障害や難病の当事者など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が所持することで、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくする手助けをする印。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、はじめから誰もが利用しやすいように、施設、環境、製品、情報等をデザインするという考え方です。

ラ行

ライフステージ

人の一生をいくつかの過程に分けた場合の、それぞれの段階をいいます。

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムにとどまらず、ライフサイクルの全ての段階において全人間的に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指すという考え方です。

ワ行

和歌山県福祉のまちづくり条例

障害のある人や高齢者等のすべての人が自らの意見で自由に行動し、主体的に社会参加ができ、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、平成8年に制定した条例です。この条例では、公共的施設等の構造及び設置に関して必要な基準等を定めています。

【計画策定経過】

令和2年 1月30日 第1回担当国会議

令和2年 5月19日 第2回担当国会議

令和2年 9月 9日 第3回担当国会議

令和2年10月13日 第4回担当国会議

令和2年11月 5日 御坊・日高圏域自立支援協議会定例会にてプラン案説明、意見聴取

令和2年12月17日 第5回担当国会議

令和3年 2月 8日～ 2月19日 各市町でパブリックコメントを実施

令和3年 2月22日 第6回担当国会議

日高圏域障害者プラン２０２１

令和３年３月

【発行】 御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町
日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

〒644-0011 和歌山県御坊市湯川町財部８５９－２

TEL ０７３８－２２－３４８１

FAX ０７３８－２２－８７５１